

◆◆◆ 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します ◆◆◆

現農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和3年5月17日をもって任期満了を迎えるため、下記のとおり、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。農業委員会事務局までお問い合わせください。

◆募集内容

期間 11月2日(月)～12月1日(火)

人数 農業委員14名、農地利用最適化推進委員1名

要件 農業に関し識見を有する方

任期 3年(令和3年5月18日～令和6年5月17日)

報酬 年額210,500円(会長、職務代理を除く)

◆申込方法

農業委員会事務局窓口、または、町ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局へ提出してください。

◆主な活動内容

- ・農業委員会総会へ出席(月1回)
- ・農地利用の最適化に関する情報収集や発信
- ・農地利用状況調査(農地パトロール)
- ・人・農地プランの策定
- ・新規就農者の認定に関する審査
- ・農業者からの相談
- ・研修会などへの参加
- ・農業委員会だよりの発行

◎応募・問い合わせ先 農業委員会事務局(役場商工農林課内) ☎82-3111(内線156) 直通75-6207

— 新型コロナウイルス感染症対策 —

◆◆◆ ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は忘れずに ◆◆◆

基本給付：児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

◆給付金の対象となる方

・以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方【※既に本給付金を支給済みです】

②公的年金等(遺族年金など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

◆給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付：新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

◆給付金の対象となる方

上記の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

◆給付額 1世帯5万円

※給付金の支給を受けるには申請が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136) 直通75-6205

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち
すくメール

—— 配 信 情 報 ——

災害・防災情報 町からのお知らせ
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp

